

福祉課 会計年度任用職員募集要項 【パートタイム】

1 応募受付期間

令和8年2月16日（月）～令和8年3月9日（月）（郵送の場合消印有効）

2 募集人数及び職務内容

| 募集人数 | 職務内容              |
|------|-------------------|
| 6人程度 | 児童クラブ支援員、児童クラブ補助員 |

3 勤務条件

|      |  |
|------|--|
| 任用期間 | 令和8年3月25日から令和8年3月31日まで   |
| 勤務場所 | 岸本放課後児童クラブ、溝口放課後児童クラブ、八郷放課後児童クラブ   |
| 勤務日  | 週3～4日程度（月～土までの週3～4日程度）   |
| 休日   | 日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日まで   |
| 勤務時間 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・シフト表により、次の時間（6時間を超える場合は休憩時間60分）<br/>7時40分～18時40分（内6時間程度のシフト制）</li> </ul> <p>※学校行事等により就業時間が変わることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務 無</li> </ul> |
| 報酬   | <p>【児童クラブ支援員（放課後児童支援員認定資格研修修了者）】<br/>時給 1,210円～1,350円<br/>           【児童クラブ補助員】 時給 1,350円～1,490円</p> <p>※ 採用日前における職歴に応じて報酬を決定します。</p> <p>※ 今後の給与改定等の状況により、支給額が変動する場合があります。</p>                               |
| 諸手当  | 一定の条件のもと、条例、規則等の定めるところにより、交通費、期末手当等が支給されます。  |
| 休暇   | <p>一定の条件のもと、次の休暇・制度があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年次有給休暇</li> <li>・特別休暇【有給】夏季休暇、忌引休暇、結婚休暇、産前産後休暇 等<br/>【無給】子の看護休暇、短期介護休暇 等</li> <li>・育児休業制度、介護休暇等制度 等</li> </ul>                         |
| 社会保険 | 一定の条件のもと、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。   |
| 公務災害 | 地方公務員災害補償制度又は労働者災害補償制度が適用されます。   |
| 服務   | <p>地方公務員法の服務に関する各規定が適用されます。</p> <p>（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）</p> <p>営利企業等への従事等制限は適用されません。（兼業可）</p>  |
| その他  |  |

#### 4 応募資格

次のいずれかに該当する人。(無資格の方については相談に応じます。)

- ・放課後児童支援員認定資格研修を修了している人
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校の教諭普通免許状がある人
- ・保育士または社会福祉士の資格がある人
- ・高等学校等を卒業し、2年以上児童福祉事業に従事経験がある人
- ・5年以上放課後児童健全育成事業に従事経験がある人
- ・大学・短期大学などで社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学のいずれかの課程を修了している人

年齢、学歴は問いません。

(注) 地方公務員法第16条の規定に該当する次の人は、受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの  
人
- ・伯耆町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

外国籍の方も応募できます。ただし、選考に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限  
されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の職務でなければ、採用できません。

#### 5 選考方法

書類選考及び面接による。

(選考日時などの詳細については、申込受付後、担当部署よりご連絡します。)

#### 6 応募方法

|           |   |
|-----------|---|
| 提出書類      | <ul style="list-style-type: none"><li>・伯耆町会計年度任用職員採用試験申込書<br/>記入にあたっては、申込書の「留意事項」をよく読んでください。</li><li>・所有する資格を有する書類（資格等を有する方のみ）</li><li>・面接カード</li></ul> |
| 提出方法      | 郵送又は持参  |
| 提出・問い合わせ先 | 〒689-4133<br>西伯郡伯耆町吉長37番地3<br>伯耆町役場 福祉課<br>(電話) 0859-68-5534<br>(fax) 0859-68-3866【代表】  |

#### 7 採用について

- ・応募資格がないこと及び申込書の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、合格を取り消すこ  
とがあります。
- ・地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月（勤務実績が15日

に満たない場合は、15 日に達するまでの期間) を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 8 その他

- ・応募に際し提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・申込書に記載された個人情報については選考及び任用の手続きのために利用し、個人情報の保護に関する法律に基づき適正に管理します。